

## 放影研の科学諮問委員会の概要

### 1. 科学諮問委員会の目的および構成

- (1) 科学諮問委員会は、定款に基づく必須の諮問機関であり、委員は評議員会において選任され、放影研の研究計画を科学的に評価し、新しい研究計画の認定や、実施中の研究計画の継続または変更について理事会および評議員会に勧告を行う（定款第53条）。
- (2) 科学諮問委員会の委員は、放影研の研究分野にかかわる日米のハイレベルな専門家で構成される。委員数は、現在、日米各5人、計10人で（定款第53条）、医学、疫学、放射線生物学、遺伝学、統計学など、放射線影響研究にかかわる主要な学問分野を網羅する。任期は5年で、特に必要な場合に限り、1期限りの再任が可能である（定款第54条）。運用上、毎年日米1人ずつ交替するような仕組みがとられている。
- (3) 科学諮問委員会の活動に当たっては、委員の独立性、中立性が尊重されており、互選による日米共同座長を中心に活動する。

### 2. 科学諮問委員会による研究評価および勧告

- (1) 科学諮問委員会は、年1回、通常3月に広島で3日間会合し、放影研から研究活動の報告を受けるとともに、各研究部の訪問、研究者からの直接のヒアリングなどを行い、研究評価を行う。評価結果は、最終日にその概要が放影研に説明され、会議終了後、共同座長による記者会見も行われる。その後、評価結果は詳細な報告書にまとめられ、具体的な評価と改善措置の勧告が記載される。
- (2) 科学諮問委員会の報告書は、同年6月の評議員会に提出される。この評議員会には、科学諮問委員会の共同座長が出席し、直接、勧告内容を説明する。また、放影研は、同勧告への対応方針を評議員会に提出し、説明する。これらの資料、説明は、事業報告や事業計画の評議員会審議に当たり重視される。

### 3. その他

#### (1) 科学諮問委員への日常的な情報提供

科学諮問委員に対しては、日常的に、放影研の発表論文をはじめ研究活動に関する資料が提供されている。また、個々の研究計画書案についてもその専門分野に応じて送付され、その意見が参照される場合がある。

#### (2) 特定の研究部の重点審査および特別科学諮問委員の選任

最近の新しい評価方式として、特定の研究部に重点を置き、このために必要に応じて関連の専門家も招聘する方法がとられている。